

会 議 録

公開用

会 議 の 名 称	令和 7 年 4 月 定例教育委員会会議		
開 催 日 時	令和 7 年 4 月 1 7 日 (木) 開会 午後 1 時 3 0 分 閉会 午後 2 時 4 5 分		
開 催 場 所	本庁舎 4 階 委員会会議室		
議長（委員長・ 会長）の職氏名	教育長 鎌田 亨		
出席者及び欠席 者の職氏名及び 人数	【出席委員】		
	教育長	鎌田	亨
	教育長職務代理者	水沼	章文
	委員	山口	早苗
	委員	高橋	朋子
	【欠席委員】		
	委員	岡田	新司
	【執行部出席者】		
	学校教育部長	篠原	直樹
	学校教育部学務指導担当部長	佐山	宏樹
	社会教育部長	樋口	智
	学校教育部次長兼教育施設課長	内藤	晋吾
	学校教育部参事兼市民文化会館長	野口	美明
	学校教育部学務指導担当次長兼指導課長	鶴見	和弘
	社会教育部次長兼社会教育課長	関根	栄治
	社会教育部参事兼中央公民館長	矢野	仁史
	教育総務課長	石川	貴英
	学務課長	森田	誠
	教職員担当課長	瀬尾	尚丈
	教育相談センター所長	秋山	法之
	学校給食課長	柴山	伸之
	生涯学習推進担当課長兼視聴覚センター所長	大塚	俊和
	文化財課長兼郷土資料館長	實松	幸男
	スポーツ推進課長	井崎	圭介
	スポーツ施設担当課長	福島	伸五
	中央公民館事業担当課長	舟田	由彦

事務局職員 の職氏名	学校教育部教育総務課総務担当 林、伊藤
会議事項、議題	議案第 2 0 号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会委員の委嘱について 議案第 2 1 号 春日部市有形文化財の指定について 議案第 2 2 号 春日部市有形文化財の指定について 報告第 2 2 号 第 3 次春日部市特定事業主行動計画の策定について 報告第 2 3 号 春日部市こども・若者計画の策定について 報告第 2 4 号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校職員の給与及び旅費等の事務に関する相互支援実施要綱廃止について 報告第 2 5 号 春日部市市史編集委員（調査員）の選任について 協議第 1 号 春日部市立中学校等における学校部活動のあり方に関する方針の一部改定について

鎌田教育長	それでは、ただいまから４月定例教育委員会を開会いたします。 はじめに、本日の会議録署名委員を指名します。 山口委員、お願いします。
鎌田教育長	３月定例会の会議録（案）については、事務局より各委員に事前に配付しています。質疑等があれば、お聞かせ願います。
鎌田教育長	事前に配付した会議録（案）のとおりでよろしいですね。
委 員	[「結構です」と言う人あり]
鎌田教育長	前回会議録は、事前に配付した会議録のとおり承認されました。 事務局は、会議終了後、前回署名委員の署名を頂いてください。
鎌田教育長	それでは、議事に入ります。 はじめに、議案第２０号「春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会委員の委嘱について」を議題とし、説明を求めます。
学務課長	はい。
鎌田教育長	森田課長、お願いします。
学務課長	議案第２０号「春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会委員の委嘱について」、提案理由及びその内容につきまして、説明申し上げます。 議案書 １ページを御覧ください。 提案理由でございますが、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会委員の欠員に伴い、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会条例第３条第２項の規定に基づき、委員を委嘱するものでございます。 続いて、３ページの参考資料を御覧ください。 学区審議会の概要を記載しております。 はじめに、１．設置根拠でございますが、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会条例に基づき、設置しております。 次に、２．所掌事務でございますが、教育委員会の諮問に応じ、学区の編成に関する事項を調査審議するものでございます。 次に、３．委員構成等でございますが、委員１４人以内をもって組織

	し、区・自治会を代表する者、小学校・中学校及び義務教育学校の校長の代表者、小・中学校及び義務教育学校のＰＴＡの代表者、知識及び経験を有する者、公募に応じた市民のうちから教育委員会が委嘱するものでございます。また、委員の任期は２年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とするものでございます。 議案書２ページを御覧ください。 今回、小学校、中学校及び義務教育学校の校長の代表者が交代したことにより、欠員が生じたため、新たに委員２名を委嘱したく提案するものでございます。 項番８、９の備考欄に新規と記載をさせていただいている２名が対象者となっております。なお、委員の任期につきましては、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会条例第４条第１項の規定に基づき、前任者の残任期間となりますので、令和８年６月３０日までとするものでございます。 以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
鎌田教育長	ないようですので、これより採決をいたします。
鎌田教育長	議案第２０号「春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会委員の委嘱について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
委 員	[賛成者挙手]
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第２０号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	次に、議案第２１号、２２号いずれも「春日部市有形文化財の指定について」の議題でございますので、一括での説明を求めます。
文化財課長	はい。
鎌田教育長	實松課長、お願いします。
文化財課長	議案第２１号「春日部市有形文化財の指定について」、提案理由および主要内容について説明申し上げます。 議案書４ページを御覧ください。

提案理由でございますが、春日部市文化財保護審議会から、春日部市有形文化財の指定につきまして、別紙のとおり建議されましたので、春日部市文化財保護条例第5条の規定に基づき、春日部市有形文化財に指定したく、提案するものでございます。

なお、文化財の指定につきましては、令和6年5月定例教育委員会におきまして、指定文化財の候補物件の選定、ならびに指定の可否について、春日部市文化財保護審議会の意見を求めるため、教育委員会より諮問をいただき、以降、文化財保護審議会での審議や、学識者による調査、検討を重ねた経緯がございます。

続きまして、5ページの建議書を御覧ください。

文化財の名称は「常楽寺の木造薬師如来立像」、員数は1躯、所在地は春日部市赤沼939の常楽寺です。

所有者は春日部市赤沼の宗教法人常楽寺でございます。

次に指定理由でございます。

本資料は、常楽寺薬師堂に安置される薬師如来の立像で、12年に一度、寅年に限り開帳される秘仏となっております。

制作年代は、鎌倉時代後半期で、作風は当時鎌倉を中心に盛行した宋元風彫刻の一例となります。

写実的な造形は鎌倉彫刻の特徴を表しており、生々しい実人的（動きのある生動感がある表現）な面貌描写（顔つき・容貌）や、複雑で装飾的な着衣表現等は、鎌倉仏師の流れを汲む仏師による造立と推測されます。

先行の研究書である昭和41年刊行の「武蔵史料銘記集」には、像内に「弘安三年（1280年）」の墨書名があると紹介されています。ただし、この墨書名については、調査ではマイクロファイバーなどの挿入が不可能で未確認です。

仏像の像容につきましては、6ページの概要書と7ページに掲載の写真とをあわせて御覧ください。

概要書にあります通り、本像は、正面を向き、左足をかるく前に出し蓮華台に直立しています。両腕とも屈臂（くつび・腕を曲げるポーズ）しており、左手は掌（てのひら・しょう）の上に薬壺（やっこ・万病薬が入る壺）を持ち、右手は掌を前に向け、施無畏印（せむいいん・相手の畏れをなくし安心を与える印相・施無畏の功德を表す）を結んでおります。着衣は內衣（ないえ・下着・肌着）、覆肩衣（ふくけんえ・僧侶が着用する法衣・左肩から右脇にかけて着る衣）、衲衣（のうえ・ぼろ布などを縫い合わせて作った僧の着る粗末な衣）を着け、袈裟（法衣の上に着用する長方形の布）を掛けており、比較的大型の作例であることは特筆されます。

像の造り、構造は、複数の木材を組み合わせた寄木造り、玉眼で、頭

部、体部は前後二材矧ぎを基本としており、表面の泥地彩色、頭部の中間材、足先、玉眼、体幹背面、着衣など部分的に後補材（後世の補修）がみられ、薬壺及び玉眼は後に補修されたものです。頭部、耳、指先、袈裟に欠損がみられます。

概要書下段に、本資料の寸法を示しております。

像の高さは149.6cm、両肘の幅は44.1cm、腹から背までの像の厚みは25.0cmを計ります。

このように、常楽寺の木造薬師如来立像は、市内および県内において鎌倉時代の宋元風仏像彫刻の大型像として貴重で、文化財としての価値が高いものです。末永く保存し、活用するため、有形文化財に指定されますよう、建議されたものでございます。

続きまして、議案第22号「春日部市有形文化財の指定について」、提案理由および主な内容について説明申し上げます。

議案書8ページを御覧ください。

提案理由でありますが、先ほどの議案第21号と同様に、春日部市文化財保護審議会から、別紙のとおり建議されましたので、春日部市文化財保護条例第5条の規定に基づき、春日部市有形文化財に指定したく、提案するものでございます。

また、文化財の指定につきましても、議案第21号と同様に、令和6年5月定例教育委員会において諮問をいただいた経緯がございます。

続きまして、9ページの建議書を御覧ください。

文化財の名称は「馬場遺跡出土旧石器時代石器群」、員数は119点、所在地は春日部市粕壁東三丁目2番15号、春日部市郷土資料館、所有者は春日部市です。

次に、指定理由でございます。

本資料は、平成15年度、及び平成29、30年度と3度の発掘調査に伴い、馬場遺跡から出土した旧石器時代の石器群であり、総数119点を数えます。

馬場遺跡の位置につきましては、11ページの第1図遺跡位置図を御覧ください。国道16号の金野井大橋のたもと、下総台地上の遺跡となります。

恐れ入りますが、9ページの建議書にあります、6指定理由をまた御覧ください。

これらの石器は、出土した層位（地層）と石器の特徴から、後期旧石器時代初頭の約3万4千年前に位置付けられます。これは、埼玉県に人類が初めて到来した時期にあたるものです。

石器に用いられた石材は、流紋岩、ガラス質黒色安山岩、黒耀石等、計8種類と多様であり、特に黒耀石については、産地分析の結果、栃木

	県矢板市高原山の産出が判明しております。県内の大宮台地上の同じ時期の遺跡と同様に、関東周縁からの石材供給を窺い知ることができる、一括性の高い石器群でもあります。 詳細な石器の出土状況や内訳につきましては、１０ページの概要書と１１ページの旧石器時代ユニット検出位置図、１２ページの検出状況と石器群の写真を御覧ください。これらの石器群は、東西１７ｍ、南北２３ｍの環状に広がる、４つのブロックの石器製作跡から成り立っています。各石器製作跡は、石材の種類に偏りがあり、個々に独立した性格をもっております。 石器の内訳は、狩猟具である台形様石器が２点、石器製作に係るハンマーや砥石、植物食の粉碎等に用いられた磨石などの礫石器が４点と、道具類は少なく、石器の素材を打ち剥ぎ終えた石核が３点、石器の素材となる剥片やそれらを剥離した際に生じた碎片が１１０点と多数を占めています。 このように本資料は、埼玉県下でも希少な後期旧石器時代初頭の石器群であり、石材の多様性に加え、県下における下総台地の当該時期の文化の指標となることから、有形文化財（考古資料）として末永く保存し、活用を図ろうとするものです。 説明は以上でございます。 よろしく御審議のほど、お願いします。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。 私から１点、今回の指定についてではないのですが、これまでに指定された文化財の表示や掲示はどのようなになっているのか教えてください。
文化財課長	市内の文化財については、所有者がいることから、公開されているものは案内板で表示しております。防犯上の理由や個人の住宅内で管理しているものなどについては、ホームページ上で表示するに留めているものもございます。
鎌田教育長	分かりました。それでは、これより順番に採決をいたします。
鎌田教育長	議案第２１号「春日部市有形文化財の指定について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
委 員	[賛成者挙手]
鎌田教育長	挙手全員であります。

	よって、議案第２１号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	次に、議案第２２号「春日部市有形文化財の指定について」、 原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
委 員	[賛成者挙手]
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第２２号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	以上で、議案の審議を終了し、報告に移ります。
鎌田教育長	はじめに、報告第２２号「第３次春日部市特定事業主行動計画の策定について」、説明を求めます。
教育総務課長	はい。
鎌田教育長	石川課長、お願いします。
教育総務課長	報告第２２号「第３次春日部市特定事業主行動計画の策定について」、 報告いたします。 議案書１３ページを御覧ください。 第３次春日部市特定事業主行動計画を策定したので、別紙のとおり報告するものでございます。 １６ページへお進みください。 本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき、次世代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ育成される社会を形成するため、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を目的として、策定したものでございます。 本市においては、市長部局の人事部署が中心となり、市長部局の職員のみならず、各行政委員会等の職員も対象として、計画を策定いたしました。 第２次から第３次にかけて、計画の主な変更点について、２点申し上げます。 １点目は、２１ページを御覧ください。 ページの最上段、職員１人あたりの年次有給休暇の平均取得日数についてでございます。第２次までの目標は１１日でしたが、第３次では令和１１年度に１３日とすることを目標としております。 ２点目は、２５ページを御覧ください。

鎌田教育長	ページの最下段、育児休業の取得が可能となった男性職員のうち、2週間以上取得する者の割合についてです。第2次までの目標は30%でしたが、第3次では令和11年度までに85%を目標としております。 これらの目標の達成に向けた具体的な取組については、各ページに記載のとおりでございます。 以上、報告いたします。 質疑等はありませんか。 1点確認させていただきます。年間の年次休暇の付与日数を教えてください。 1年間で20日の付与となっております。また、前年度に付与された日数のうち20日を上限として繰り越すことができますので、年間最大40日の年次有給休暇が付与されることとなります。
鎌田教育長	職員へ休暇取得を働きかけるとともに、管理職の皆さん自身が積極的に取得するようにしてください。
鎌田教育長	次に、報告第23号「春日部市こども・若者計画の策定について」、説明を求めます。
教育総務課長	はい。
鎌田教育長	石川課長、お願いします。
教育総務課長	報告第23号「春日部市こども・若者計画の策定について」、報告いたします。 議案書36ページを御覧ください。 令和7年2月に開催された総合教育会議において、市長と意見交換を行っていただいた「春日部市こども・若者計画」を策定したので、別紙のとおり報告するものでございます。 本日は、資料として、計画の概要版を添付いたしました。 38ページへお進みください。 本計画は、子ども・若者育成支援推進法に基づき、「すべてのこども・若者の権利が守られ、それぞれのしあわせを思い描くことができる、そして叶えることができるまちの実現」を基本理念として、策定したものでございます。 本市においては、市長部局のこども福祉関連の部署が中心となり、計画を策定いたしました。

	次に３９ページを御覧ください。３９ページから４０ページにかけて本計画の基本施策としまして、４つの基本施策が掲げられております。 次に、４１ページを御覧ください。こちらは、基本施策に基づく各種取組が記載されており、基本施策の２の（２）連携による体験活動の機会創出では、「図書館運営事業」や「公民館運営事業」など、また、４２ページの基本施策３においても、（１）の保健・健康・医療の充実では、「給食センター運営事業」など、（２）の生きる力・心の安全基地の形成では、「教育相談センター運営事業」や「いじめ防止対策推進事業」など、教育委員会で取り組む事業等も多数含まれております。 そのため、教育委員会としましても、本計画の理念の実現のため、各種事業に取り組んでいく必要があるものと捉えております。 なお、計画本編につきましては、４４ページの左下に本市計画に関する二次元コードがございますので、こちらから、御確認ください。 以上、報告いたします
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
鎌田教育長	次に、報告第２４号「春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校職員の給与及び旅費等の事務に関する相互支援実施要綱廃止について」、説明を求めます。
教職員担当課長	はい。
鎌田教育長	瀬尾課長、お願いします。
教職員担当課長	報告第２４号「春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校職員の給与及び旅費等の事務に関する相互支援実施要綱廃止について」説明申し上げます。 議案４５ページを御覧ください。春日部市立小学校・中学校及び義務教育学校事務共同実施に係る要領の制定に伴い、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校職員の給与及び旅費等の事務に関する相互支援実施要綱を廃止するものでございます。 参考資料を御覧ください。真ん中の大きな四角にある共同実施組織はこれまでも旅費や給与の支給について相互支援するという形で存在したものでございます。ここに県の学校事務共同実施推進の方針に合わせて、校長会の代表者や教育委員会の事務局職員がより積極的に関わる「共同実施推進協議会」を位置づけました。 さらに、経験の浅い事務職員や急遽の欠員に対し、近隣校の事務職員が支援できるよう、共同実施のＡからＤのグループ内に兼務発令をする

鎌田教育長	ことといたしました。 報告は、以上でございます。 質疑等はありませんか。 私から少し補足をいたします。 学校の事務職員は、大規模校では２人いますけれども、普通の学校では１人しかおりません。 このため、各学校における様々な事務は、事務職員１人で請け負っておりますが、その職員の中には新採用の事務職員もいれば、ベテランの方もいるわけです。 本市では、これまでも相互支援という形で、より質の高い事務の実施に努め、情報共有を図ってまいりましたが、県から事務を共同実施という形態で実施するよう指示がございましたので、この度、既存の要綱を廃止し、新たな要領を制定いたしました。 今後も、先ほど申し上げた通り、事務職員の資質向上を図るとともに、相互確認することで、事務の精度を上げていきたいと考えております。
鎌田教育長	次に、報告第２５号「春日部市市史編集委員（調査員）の選任について」、説明を求めます。
文化財課長	はい。
鎌田教育長	實松課長、お願いします。
文化財課長	報告第２５号「春日部市市史編集委員（調査員）の選任について」、報告申し上げます。お手元の議案書４７ページを御覧ください。 春日部市市史編集委員につきまして、令和７年４月１日に、春日部市市史編集委員要綱第３条の規定に基づき、新たに調査員４人を選任しましたので報告いたします。 次に、議案書４９ページ、参考資料として市史編集委員の概要をお示ししましたので御覧ください。 すでに令和６年１０月の定例教育委員会におきまして、監修者１人、編集員４人を１０月１日付けで選任したことを報告したところですが、次期に刊行を予定している「石造物編」の編集に向けて、今年度から現地調査に着手したく、調査員を選任するものです。 項番３．委員構成及び所掌事務の（３）にありますとおり、調査員は、専門知識を有する者で、市史に関する調査、執筆を行う者となっております。 項番４．任期ですが、監修者及び編集員は２年、調査員につきまして

	は担当事項が完了するまでと定めております。 恐れ入りますが、議案書４８ページに戻っていただき、この度、選任いたしました調査員の名簿を掲載しておりますので、御覧ください。いずれも新規の選任となります。 今回新たに選任した４人の方は、民間信仰などの歴史学・民俗学の知見を持ち、他市町村での学術的な石造物調査の実績がある方々となります。 名簿番号１番の諸岡様は、新規の選任で、埼玉県立文書館などで学芸員として長く勤務された経歴を持ち、中世の供養塔である板石塔婆について県内の第一人者の方となります。すでに刊行されております、埼玉県史や春日部市史でも調査・執筆をしていただいております。 ２番の広瀬様、３番の菅様は吉川市で、４番の谷口様は松伏町で、それぞれ市史・町史の編纂にあたり、石造物調査の経歴を有している方々です。 任期につきましては、令和７年４月１日から担当事項が完了するまでとなります。現地での悉皆的な調査が必要となりますことから、担当事務である石造物編の編集・刊行を見込んでいる、令和１４年度を予定しております。 文化財課からの報告は、以上でございます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
鎌田教育長	以上で、報告を終了し、協議に移ります。
鎌田教育長	協議第１号「春日部市立中学校等における学校部活動のあり方に関する方針の一部改定について」を議題とし、説明を求めます。
指導課長	はい。
鎌田教育長	鶴見課長、お願いします。
指導課長	協議第１号について、説明申し上げます。 議案書５０ページを御覧ください。「春日部市立中学校等における学校部活動のあり方に関する方針の一部改定について」、説明申し上げます。 ５１ページからの資料は今回の改定案ですが、現行の方針は、平成２９年度に協議し、平成３０年４月に策定したものであり、教職員の働き方改革や部活動の地域クラブ展開が今ほど取り上げられていない時期に策定されたものです。このため、一部改定が必要と考えております。 今回の改定箇所は、朝練習の取扱いについてでございます。

	５５ページ、６適切な休養日（１）休養日及び活動時間の①平日についてのウに朝練習及び活動計画以外の練習等を行わないと明記しております。 ５９ページの新旧対照表の最上段が朝練についての記載になります。左側が新で、右側が旧となります。表右側の旧をご覧ください。これまでは、６（１）ア②に朝練習等を含めと記載があり朝練習の実施が可能でしたが、これを表左側の新では朝練習に改定したく存じます。 また、改定をしない箇所のため、新旧対照表には載っておりませんが、協議いただきたい点がございます。 ５５ページまでお戻りください。６適切な休養日（１）休養日及び活動時間の⑤活動時間等の範囲についてでございます。 ここでは、練習試合や合奏など、通常とは異なる活動を行う場合や大会・コンクール等の前は、６（１）①、②、③、④に規定する活動時間等の限りではないとしており、通常と異なる場合のみ、平日２時間を超えた練習や、土日の活動などを認めるものです。 ただし、生徒・保護者への周知理解を図るとともに、生徒の健康に十分配慮し、計画的に実施するものとするとしており、中学校長会でもこのことについては丁寧に周知し、部活動顧問へ指導・管理するよう依頼しております。 こちらは、埼玉県の一部活動ガイドラインにはない箇所ではありますが、部活動がより学校の授業や学校行事などでは得られない貴重な経験となるよう市独自で入れているものです。 なお、その他の削除及び変更は県のガイドライン等を元にしております。 以上でございます。御協議のほど、よろしくお願いいたします。
鎌田教育長	質問ございましたら、お伺いしたいと思いますがいかがですか。 私から一点、先ほどの新旧対照表で説明がなかった変更箇所について、説明してください。
指導課長	まず、５７ページを御覧ください。 表題について、県のガイドラインに合わせ文言を修正しております。 次に、５８ページを御覧ください。 「今後は、地域・関係団体及び関係各所等との連携を図りながら、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関して検討を進め、地域に根ざし、地域に支えられ、地域から誇りにされる活動の実現を目指していく。なお「市方針」では運動部に加え、文化部も対象とした部活動全体の方針としている。」の規定につきましても、県のガイドラインから引用しております。

鎌田教育長	最後になりますが、５９ページの７番、「生徒の実態を踏まえた環境の整備」の（１）②でございますが、合同部活動の前に、拠点校部活動の文言を追記いたしました。 以上でございます。
指導課長	拠点校部活動についても、説明をお願いします。 拠点校部活動について説明申し上げます。 拠点校部活動とは、在籍校にない部活動を近隣の学校の部活動に参加できる仕組みでございます。 例えば、Ａの中学校にバレーボール部がなくて、Ｂの中学校にバレーボールがある場合、Ａの中学校に通いながら、放課後、Ｂの中学校に行って、バレーボールの部活動を行うことができる仕組みでございます。 以上でございます。
鎌田教育長	今後、それが実際あるかどうか分からないけれど、そういったことを見越して言葉を入れ込んだってことですね。 また、５８ページのアンダーラインについて、最後の２行はアンダーライン不要ですよ。
指導課長	訂正します。
鎌田教育長	他にご質問がなければ、委員の皆様から御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。 ５５ページの６（１）①のウの部分において、朝練について制限をかける規定を入れること、また、こどもの活動を確保する観点から⑤に除外規定を入れるということでございます。 これに対する賛成の立場でも反対の立場でも、どちらでも結構なのですが、委員の皆様から御意見がございましたら、お願いします。
水沼教育長職務代理者	部活動の移行について、様々なメディアを騒がせており、すでに埼玉県内においても、１０の市町村が、移行を進めているかと思えます。 話を聞いていると、非常にいい絵が描かれているプランだとは思いますが、様々な面で疑問があります。机上では解決できたとしても、現実ではどうなのかと考えております。 部活動というのは、基本的には学校教育の１つであり、単なる競技の格好よさ、成績を上げることを目的としているのではなく、生徒指導も当然含まれてくるかと思えます。 先ほど話しのあった拠点校部活動など、部活の時間は隣の学校に行っ

鎌田教育長	市内学校がその活動の施設となり得るかどうかという調査も行っております。 あわせて、指導課では、各校長を集めて、今後の部活動のあり方に関する検討会議を開催し、情報共有や方向性の検討を進めています。 運動部に関する説明をいただきましたが、文化部はどうなんでしょうか。この学校部活動のあり方に関する方針については、文化部も含めているのでしょうか。
指導課長	運動部と同様に、文化部もこの方針の対象となります。 このため、吹奏楽部など楽器を使用する部活においても、拠点校部活動の実施は想定しておりますが、水沼委員がおっしゃったように、楽器の運搬は大きな課題であると考えています。 あくまで、通う学校に部活がない場合の救済措置という形での運用を予定しております。 なお、先ほど申し上げました 6（１）⑤について、合唱や合奏などは、2 時間では、準備等を含む全ての活動は終わらないだろうというところで、この文言を載せながら、文化部の活動においても、何とか活動時間を確保できるように取り組むよう、指針として定めているものでございます。
鎌田教育長	5 5 ページの 6（１）②のウに、大会コンクール等への参加つまり運動部であれば大会だろうけれども、文化部で言えばコンクール等があるということですね。 それから、同じ⑤において、練習試合や合奏などという表現になっているのも、運動部であれば練習試合なんだろうけど文化部であれば、合奏ということですね。 あるいは、全くそれとも必要としない家庭科部だとか美術部などもあるでしょうけれども、そういったことを全部含めてこれは、すべての部活動に適用するものとして、方針が定められているという捉えでよろしいわけですね。
指導課長	はい。
鎌田教育長	今回、特に御協議いただきたい部分は、この 5 5 ページの休養日の設定の中の朝練習の部分、並びにそれに伴うその除外規定の⑤の部分、ここについての御意見ということで委員の皆様、いかがですか。
水沼教育長職	教職員の働き方改革の流れを踏まえると、朝練を規制をするというの

務代理者	は、大いに賛成をしたいと思います。
鎌田教育長	ありがとうございます。 ⑤のところで、特に期間についての定めはありませんが、大会直前は活動できることとしつつ、日常的な朝練ありきはやめましょうという方針で今回打ち出しており、それについては、賛成の御意見であるということですね。 一方で、大会の前ぐらいは活動できる規定を入れたいということですが、それも含めながら御意見いかがでしょうか。
高橋委員	2時間というのは、先生がいるときの2時間なのか、あるいは自主練習なども含めての2時間なのか、教えてください。
指導課長	顧問がいる、いないに関わらず、顧問からの指示があるのであれば、顧問管理のもと、2時間程度になります。 6（1）①のウに、「活動計画以外の練習等を行わない」と書いてありまして、要は自主練習も認めておりません。
鎌田教育長	いずれにしても、部活動は計画に基づいて実施するということです。教員の指導の時間、働き方改革の話もありますが、こどもの健康管理の面がありますので、顧問が活動場所にいるのが前提ではありますが、顧問がいようがいまいが、平日は1日2時間、土曜日、日曜日等については3時間程度にするという、そういう規定ということですね。
指導課長	はい。
高橋委員	文化部は、譜読みや発声、チューニングなど地味な準備作業が多いのですが、それらの下準備も含めて2時間内なんでしょうか。
鎌田教育長	6時間目、学活が終わり、部活開始できるのが、大体4時頃になってしまうので、2時間程度しか確保できないのが、現実問題としてあるようです。
指導課長	はい。
鎌田教育長	文化部のこども達は、帰宅してからも個人練習等を行うんでしょうけれど。山口委員はいかがですか。
山口委員	確かに、活動場所が学校外の遠方になったり、部費が高額になったり

指導課長	する部活動はあるようなので、行き過ぎた活動には、一定の制限をかける必要はあるのかもしれませんが。 なお、今後の部活動の方向性については、生徒保護者への周知理解を徹底していただきたいと思います。 新入生 1 日入学体験日でしたか、1 2 月に実施されたかと思いますが、その時に教育委員会から、今後の部活動に関する手紙が配布されました。 1 年生からは、とても分かりやすかったという意見がありましたので、引き続き今年もよろしくお願ひしたいと思います。 最後に一つ確認ですが、コンクールや大会の頻度はどの程度でしょうか。教えてください。 運動部は、学校総合体育大会と新人体育大会の概ね 2 つでございます。その他の細かい大会については、種目によって違いますので、あくまでも主要なのが、この 2 つとなります。 合唱部と吹奏楽部のコンクールについては、大きくは 3 つの大会がございます。
鎌田教育長	この⑤番の規定については、何でもかんでも大会として、朝練を延々と続けてしまうおそれがあるため、校長会を通して、対象となる大会については制限をかけると思います。 運動部でいうと、学総大会の市内予選が 6 月に開催されます。 例えば 6 月 20 日に大会が行われるとすると、その前の 1 週間か 2 週間ぐらいだけなら朝練の実施は可能ですが、それ以外の時期はさらにやってはいけないよということになると思います。 市内予選後、7 月の夏休みに入ってすぐくらいに県大会、8 月 10 日前後に関東大会、8 月のお盆から 20 日くらいまでの間に全国大会が行われる形となります。 ですから、運動部に関して言うと、3 年生の引退の時期は、そこまですになります、市内予選で負けてしまった場合は 6 月頃になります。 この学総大会が、運動部でいうと大きな大会の 1 つとなりまして、3 年生が引退した後に、新人大会並びに県民総合体育大会が、9 月下旬頃に行われ、10 月から 11 月にかけて関東大会が行われます。以上、運動部に関しては、大きな大会はこの 2 つに絞られます。 文化部に関しては、吹奏楽連盟、マーチングバンド連盟、バトントワリング連盟、全日本合唱連盟が主催するコンクール、NHK 合唱コンクールと、分野によって様々な状況です。 文化部も多数コンクールはあるのですが、運動部と同様に 2 つくらいに絞って、この大会とこの大会に限り、その 2 週間くらい前からだけは

朝練をやってもよいという話しになるものと見込んでいます。

それから、先ほど強い学校についての話が、山口委員からありましたけれども、放課後に校外の体育館で活動するものについては、教育委員会としては、部活動として認めるつもりはありません。

このような活動は、将来的にはクラブに移行するときの地域クラブの扱いになるかなというふうに思います。

ただ、部活ではないから、いくらでもやっていいのかという話しになると、こどもの健康管理上、私は極めて問題があると思っておりますので、やるには少し限度を持っていただきたいと考えております。

勝ちたいところ、強くなりたいという学校並びにこども、保護者は、そのような活動や高額な部費も厭わないだろうと思いますが。

運動部でも、剣道、バスケットボール、バドミントンなど、全国まで行く部活は市内にいくつかありますが、時間外に活動しているものは部活動として認めませんので、この方針とは別にガイドラインを作りながら、縛りをかける必要があるかなとは思っております。

このため、運動部でも文化部でも、年間を通して、2つくらいの大会に絞り、その前後の期間だけは、こどもの意欲や意向を尊重し、⑤のように免除規定を作ろうというのが、提案なんだろうと思っています。

県では、これを認めておりませんが、春日部市では、隠れて活動するのではなく、校長会から意見をいただきながら、しっかりと方向性を定めていきたいというところでございます。

少し話はそれますが、江戸川小中学校を除き、小学生の登校時間についても、ここ何年間の間でかなり遅らせています。

こども達が7時30分に登校するとなると、教職員は一体何時に出勤すればいいのかという話しになります。ですから、現在、こども達には7時50分から8時10分頃を目途に登校してもらう方向へシフトしています。

当然、保護者からは、こどもに鍵をかけさせるのかなど、家庭の事情により、様々な意見をいただいております。また、自治体によっては預かり保育を実施しているところがあったりしますが、基本的には、なるべく教職員が朝早くから、出勤しない、させないこととして、昨今の働き方改革の推進を図っております。

このため、教員によっては好きで朝練に取り組んでいる方もおりますが、そうでなくやらされてる教員も中にはいるわけですし、その縛りとして①の規定を追加しております。

一方、そうは言いながらも、こども達の意欲とかモチベーションを確保するため、除外規定として⑤を記載したいと、担当課では考えているところでございます。

その他、ございますか。

水沼教育長職務代理人	最後に１点お願いします。 県内１０地区ほど部活動の地域移行が進んでいるかと思いますが、その辺の実情、どのような流れで、どのような規制の中で対応しているかが把握できましたら、今日ではなくても結構ですので、資料をいただければと思います。 さいたま市や戸田市、近くですと白岡市、上尾市でも実施していますね。近隣市の状況だけでも構わないので、よろしくお願いします。
鎌田教育長	現時点で申し上げられることを、説明いたします。 部活動の地域移行、地域連携、地域展開については、さいたま市、白岡市、越谷市、久喜市、上尾市、川口市などで取り組んでいますが、いずれの場合も、文部科学省の実証実験事業として、１０分の１０国の予算で実施しております。 つまり、地域クラブを立ち上げるための実証実験を各自治体でやってくださいという状況です。様々な種類の部活動があるのですが、学区に関わらず、どこの地域からでも入れる受け皿を１つずつ用意しますという形がほとんどです。幾つかの部活を民間のコンサル会社に委託し、そこで指導者を集め、そこから派遣します。 白岡市の場合、中学校が４校ありますが、全部の学校から自由に通える受け皿を１つずつ用意しています。ただし、部活動の種目は、まだほんの一部です。 上尾市も同様です。学校数は春日部市と同じくらいあるのですが、学区に関わらず、どこからでも通える受け皿を１つずつ用意しています。これまでの部活動には存在していなかったダンス部なども用意したようですが、それでも１つしかないのです。市全体で１つです。 越谷市も中学校は１５校あり、部活動の数は春日部市よりもはるかに多いのですが、アルファーズがバスケット部を１つ受け皿としたに留まっています。 いずれの市においても、受け皿が十分にできているのかというところが課題であり、春日部市が悩んでいるのも、まさにそこでして、１つ２つでは全く足りないだろうと考えています。 このように、地域移行については、まだまだ課題が山積している状況でございますが、現時点で把握している情報について、後ほど各委員あて資料提供をお願いします。 他には御意見はありませんか。 〔「ございません」の声あり〕
委 員	

鎌田教育長	御意見ありがとうございました。 それでは、朝練については、救済措置を設けながら、制限していくという方向で進めさせていただいてよろしいですか。
委 員	はい。
鎌田教育長	それでは、ただいまの協議結果を踏まえ、「春日部市立中学校等における学校部活動のあり方に関する方針について」、こども達にとって良い形が何であるかを大事にしながら、改定に向けた作業を進めていただければと思います。
鎌田教育長	以上で、協議を終了します。
鎌田教育長	それでは、次回教育委員会の日程をお願いします。
学校教育部長	5月定例会につきましては、5月22日、木曜日、午後1時30分から、本会場、本庁舎4階、委員会会議室での開催を予定しております。 以上でございます。
鎌田教育長	以上で、4月定例教育委員会を閉会いたします。
会 議 結 果	
議案第20号 承認 、 議案第21号 承認 、 議案第22号 承認 、 協議第1号 記載のとおり	